



栃木県公報

令和4(2022)年
6月30日(木)
号 外
第 40 号

目 次

規 則	
○性別の記載を求める手続の見直し等のための関係規則の一部改正.....	1
教育委員会	
○栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則の一部改正.....	9
人事委員会	
○職員の退職手当に関する規則の一部改正.....	10

規 則

栃木県規則第31号

性別の記載を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月30日

栃木県知事 福田 富一

性別の記載を求める手続の見直し等のための関係規則の一部を改正する規則

(栃木県職場適応訓練委託規則の一部改正)

第1条 栃木県職場適応訓練委託規則(昭和38年栃木県規則第87号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

訓練職種	
性 別	男 女

を

訓練職種	
------	--

に、

「年 令」を

「年 齢」に、

氏 名	男 女	歳
-----	--------	---

を

氏 名	歳
-----	---

に改める。

別記様式第3号の2中

氏 名	性別
	男・女
	男・女
	男・女

を

氏 名

に、

	男・女	
	男・女	
	男・女	

「氏名 男・女 歳」を「氏名 歳」に改める。

別記様式第4号別表中

氏名	性別	年齢

を

氏名	年齢

に改める。

別記様式第4号の2別表中

氏名	性別

を

氏名

に改める。

別記様式第4号の3中

男	女	(中高年齢者)	(障害者)
---	---	---------	-------

を

(中高年齢者)	(障害者)
---------	-------

を

に改める。

(職員住宅管理規則の一部改正)

第2条 職員住宅管理規則(昭和41年栃木県規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第1号表面中

申込者の生年月日、年令及び性別			
年	月	日	才
			男・女

を

申込者の生年月日及び年齢		
年	月	日
		歳

に、

氏	名	性別	年令

を

氏	名	年齢

に改める。

様式第4号中

氏	名	性別	年令

を

氏	名	年齢

に改

める。

様式第5号中

氏	名	性別	年令

を

氏	名	年齢

に改

める。

(製菓衛生師法施行細則の一部改正)

第3条 製菓衛生師法施行細則(昭和42年栃木県規則第50号)の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中 「性別 2 年 月 都道府県知事施行製菓衛生師試験合格」を
「2 年 月 都道府県知事施行製菓衛生師試験合格」に改める。

別記様式第9号中 「性別 登録番号 第 号」を「登録番号 第 号」に改める。

別記様式第11号中 「性別 登録番号 第 号」を「登録番号 第 号」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年栃木県規則第71号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中 「

男 <input type="checkbox"/>
女 <input type="checkbox"/>
年 月 日生(満 才)

」を

「

年 月 日生(満 歳)

」に改める。

(栃木県訓練手当支給規則の一部改正)

第5条 栃木県訓練手当支給規則(昭和45年栃木県規則第90号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中 「

(2) 生年月日 姓 別	年 月 日(満 才) 男・女
-----------------	----------------

」を

「

(2) 生年月日	年 月 日(満 歳)
----------	------------

」に改める。

別記様式第1号の2中 「

ふりがな 氏 名	(性別) 男 ・ 女
-------------	---------------

」を

「

ふりがな 氏 名

」に改める。

別記様式第1号の4中 「

ふりがな 氏 名	(性別) 男 ・ 女
-------------	---------------

」を

「

ふりがな 氏 名

」に改める。

別記様式第2号中

氏 名		性 別	を
生 年 月 日	年 月 日	男 ・ 女	

氏 名		に改
生 年 月 日	年 月 日	

める。

(栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第6条 栃木県理学療法士、作業療法士及び診療放射線技師修学資金貸与条例施行規則（昭和47年栃木県規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号の3中

性 別	男 ・ 女	を	生年月日	年 月 日	に改める。
生年月日	年 月 日				

(栃木県立産業技術専門学校規則の一部改正)

第7条 栃木県立産業技術専門学校規則（昭和47年栃木県規則第36号）の一部を次のように改正する。
「（ふりがな） 男

別記様式第1号（その1）中 氏 名 ・ を 女」

「（ふりがな） 氏 名 」に改め、同様式（その2）中

「（ふりがな） 氏 名 男 ・ を 女」

「（ふりがな） 氏 名 」に改める。

(栃木県消費生活条例施行規則の一部改正)

第8条 栃木県消費生活条例施行規則（昭和51年栃木県規則第16号）の一部を次のように改正する。
様式第2号（表）中

ふりがな 氏 名	性 別	を	ふりがな 氏 名	に改め、「・性

別」を削る。

(栃木県公有財産事務取扱規則の一部改正)

第9条 栃木県公有財産事務取扱規則（昭和52年栃木県規則第26号）の一部を次のように改正する。
別記様式第25号及び別記様式第26号の6中

「生年月日 年 月 日 を「生年月日 年 月 日」に改める。
性 別 男 ・ 女 」

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

第10条 宅地建物取引業法施行細則（昭和54年栃木県規則第36号）の一部を次のように改正する。
別記様式第6号中

性別	男・女	生年月日	年 月 日	を
----	-----	------	-------	---

生 年 月 日	年 月 日	に改
---------	-------	----

める。

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則の一部改正)

第11条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行細則（昭和54年栃木県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記様式第2号1の(2)中

区 分		人頭数	林業従事日数	農業等従事日数	林業収支	粗収入(A)	千円
家 族	男	人	人日	人日		林業経営費(B)	
	女				(A) - (B)		
	計				農 業 所 得		
雇 用	常 雇				給 与 所 得		
	臨 時				そ の 他 所 得		
	計				計		
委 託 等							

を

区 分		人頭数	林業従事日数	農業等従事日数	林業収支	粗収入(A)	千円
家 族		人	人日	人日		林業経営費(B)	
雇 用	常 雇				(A) - (B)		
	臨 時				農 業 所 得		
	計				給 与 所 得		
委 託 等					そ の 他 所 得		
					計		

に、

区 分		人頭数	林業従事日数	農業等従事日数	林業収支	粗収入(A)	千円
家 族	男	人	人日	人日		林業経営費(B)	
	女				(A) - (B)		
	計				農 業 所 得		
雇 用	常 雇				給 与 所 得		
	臨 時				そ の 他		
	計				計		

を

区 分		人頭数	林業従事日数	農業等従事日数	林業収支	粗 収 入 (A)	千円
家 族		人	人日	人日		林業経営費 (B)	
雇 用	常 雇					(A) - (B)	
	臨 時					農 業 所 得	
	計					給 与 所 得	
						そ の 他	
					計		

める。

(栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第12条 栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和61年栃木県規則第61号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

性 別	男・女
生年月日	年 月 日

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に、

を

生年月日	性別

を

生 年 月 日

に改める。

(栃木県公舎管理規則の一部改正)

第13条 栃木県公舎管理規則（平成6年栃木県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

を

氏 名	性 別	年 令

を

氏 名	年 齢

に改める。

(とちぎ生きがいきづくりセンター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正)

第14条 とちぎ生きがいきづくりセンター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成9年栃木県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

「(ふりがな) 氏名 男・女」を「(ふりがな) 氏名」に改める。

(栃木県県営住宅条例施行規則の一部改正)

第15条 栃木県県営住宅条例施行規則（平成9年栃木県規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中	入居者との続柄	性別	を	入居者との続柄	に改める。

(栃木県療育手帳交付規則の一部改正)

第16条 栃木県療育手帳交付規則（平成12年栃木県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手帳の記載事項)</p> <p>第3条 手帳には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 知的障害者の氏名、住所及び生年月日</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(手帳の記載事項)</p> <p>第3条 手帳には、次の事項を記載する。</p> <p>(1) 知的障害者の氏名、住所、生年月日及び性別</p> <p>(2)～(5) 略</p>

別記様式中	明治 大正 昭和 平成	性別	男・女	を	に
	年 月 日				

改める。

(栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第17条 栃木県高等学校等修学資金貸与条例施行規則（平成14年栃木県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中

「ふりがな」	性別	を	「ふりがな」	に改める。

生年月日 年 月 日生

生年月日 年 月 日生

(栃木県医師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第18条 栃木県医師修学資金貸与条例施行規則(平成17年栃木県規則第67号)の一部を次のように改正する。別記様式第4号中

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

(栃木県助産師研修資金貸与条例施行規則の一部改正)

第19条 栃木県助産師研修資金貸与条例施行規則(平成20年栃木県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

(栃木県准看護師修学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第20条 栃木県准看護師修学資金貸与条例施行規則(平成29年栃木県規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第4号中

性 別	男 ・ 女
生年月日	年 月 日

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(人権・青少年男女参画課)

教育委員会

栃木県教育委員会規則第6号

栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月30日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県視聴覚教育用教具及び教材の取扱等に関する規則(昭和34年栃木県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式第2号中

(男) 名 (女) 名 計 名 を

名 に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

(生涯学習課)

人事委員会

栃木県人事委員会規則第13号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年6月30日

栃木県人事委員会委員長 井澤 晃太郎

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（昭和29年栃木県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4（表面）中

氏	名		男・女	を
---	---	--	-----	---

氏	名			に改める。
---	---	--	--	-------

別記様式第5（表面）中

元所属所		男・女	を
------	--	-----	---

元所属所			に改める。
------	--	--	-------

別記様式第6中

氏名		男・女	を
----	--	-----	---

氏名			に改める。
----	--	--	-------

別記様式第12中

受講者氏名		性別	男女	を
-------	--	----	----	---

受講者氏名				に改
-------	--	--	--	----

める。

別記様式第13（表面）中

①氏名		②性別	男女	を
-----	--	-----	----	---

①氏名				に、「③」を「②」に、「④」を「③」に、「⑤」
-----	--	--	--	-------------------------

を「④」に、「⑥」を「⑤」に、「⑦」を「⑥」に、「⑧」を「⑦」に、「⑨」を「⑧」に、「⑩」を「⑨」に、「⑪」を「⑩」に、「⑫」を「⑪」に、「⑬」を「⑫」に改め、同様式（裏面）中「⑩欄」を「⑨欄」に、「⑧欄」を「⑦欄」に、「⑪欄」を「⑩欄」に、「⑬欄」を「⑫欄」に改める。

別記様式第16中

氏	名		男・女	を
---	---	--	-----	---

「

氏名	
----	--

」に改める。

別記様式第16の2(表面)中

「

氏名		男・女
----	--	-----

」を

「

氏名	
----	--

」に改める。

別記様式第16の3(表面)中

「

氏名		男・女
----	--	-----

」を

「

氏名	
----	--

」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。